

528 弁護士協会建議

〔『法学新報』第29卷1(326)号 大正8年1月1日〕

○弁護士協会建議 日本弁護士協会は文官任用令に關し去る十一月二十五日の臨時總會決議に基き十二月三日伊藤、猪股、高野、新井、川手、平松の特別委員は内閣總理大臣、法制局、司法省を歴訪し左の建議書を提出し詳細申述したり尚ほ枢密顧問官にも同様の建議をを為す筈なりと

建議書

一、文官任用令を全廢する事

理由

文官任用に關する現行の制限的規程は人材登用の本義に反し時勢に順応する所以にあらす依て之か全廢を必要とす

二、高等官官等俸給令中第四条を削除する事

理由

文官の任用に關し現行制度の如く其初任者の官等を六等以下に制限するは人材登用の本義に反し時勢に順応する所以にあらす依て之か削除を必要とす